

原議保存期間	20年(令和29年3月31日まで)
有効期間	一種

各地方機関の長 殿
各都道府県警察の長
(参考送付先)
庁内各局部課長
各附属機関の長

警察庁丙規発第8号、丙交指発第7号
令和8年5月22日
警察庁交通局長

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の施行について(通達)

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律(令和7年法律第46号。以下「改正法」という。)の一部規定が令和8年5月27日に施行されることに伴い、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(令和8年政令第176号。以下「整備政令」という。)が令和8年5月22日に公布され、令和8年5月27日から施行されることとなった。その概要は下記のとおりであるので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

記

1 整備政令の概要等

(1) 整備政令の概要

総務大臣の認定を受けて電気通信事業者に対して鉄塔等を貸し出す事業者(以下「認定鉄塔等提供事業者」という。)について、改正法により、総務大臣の認定を受けた電気通信事業者(以下「認定電気通信事業者」という。)と同等の特権(他人の土地の使用権を簡易な手続により設定可能とするもの)が付与されることとなった。

それに伴い、自動車の保管場所の確保等に関する法律施行令(昭和37年政令第329号。以下「令」という。)その他の関係政令の規定の整備を行うこととされたもの。

(2) 令の改正内容(整備政令第5条関係)

令第4条第2項第6号を改正し、道路上の場所を自動車の保管場所として使用することの禁止規定(自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和37年法律第145号。)第11条第1項)及び道路上の同一の場所に長時間駐車することの禁止規定(同条第2項)の適用を除外する場合に、認定鉄塔等提供事業者がその事業に使用する鉄塔等の工事のため、駐車することがやむを得ない場合を追加することとした。

2 施行日

改正法の施行の日(令和8年5月27日)から施行

(参考資料)

- 電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第46号）の官報の写し
- 電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和8年政令第176号）の官報の写し及び新旧対照条文（抄）